

令和8年（2026年）

旭川市議会議案

第1回定例会

令和8年2月20日開会

令和8年 月 日閉会

令和7年度旭川市一般会計補正予算について

令和7年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和7年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和7年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和7年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算について

令和7年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算について

令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和7年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和7年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和7年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和7年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市都市計画事業基金条例の制定について

旭川市都市計画事業基金条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市都市計画事業基金条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市都市計画事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

旭川市都市計画事業基金を設置するために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年旭川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「362床」を「270床」に改め、同項第2号中「100床」を「86床」に改める。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第27条の規定による許可を受けた日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和8年9月24日から施行する。

（説 明）

一般病床数及び精神病床数を変更する等のために、旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

和解について

旭川地方裁判所令和●年（●）第●●号損害賠償請求事件について、次のとおり和解を成立させる。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

1 和解の相手方

令和●年（●）第●●号損害賠償請求事件の原告

2 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件損害賠償債務として7000万円の支払義務があることを認める。
- (2) (1)の金員は、いじめ再発防止に向けた被告の取組を原告も評価し、合意するものである。
- (3) 原告及び被告は、原告が独立行政法人日本スポーツ振興センターの死亡見舞金として受領した3000万円を(1)の7000万円に充当したことを確認する。
- (4) 被告は、原告に対し、(3)の充当後の残額4000万円を、原告指定口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- (5) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (6) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は各自の負担とする。

8・1定

議案第 14 号

令和8年度旭川市一般会計予算について

令和8年度旭川市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

8・1定

議案第 15 号

令和8年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算について

令和8年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市動物園事業特別会計予算について

令和8年度旭川市動物園事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について

令和8年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市育英事業特別会計予算について

令和8年度旭川市育英事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市介護保険事業特別会計予算について

令和8年度旭川市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算について

令和8年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和8年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市水道事業会計予算について

令和8年度旭川市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市下水道事業会計予算について

令和8年度旭川市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市病院事業会計予算について

令和8年度旭川市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和48年旭川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「に供する」を「又は共同住宅に供する」に改める。

別表第1中

「

イ	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に4分の3を乗じて得たものとの合計が1,500平方メートルを超える建築物			特定用途に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物
ウ	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分

」を

「

イ	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と非特定用途及び共同住宅に供する部分の床面積に4分の3を乗じて得たものとの合計が1,500平方メートルを超える建築物			特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物
ウ	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。）に供する部分	非特定用途及び共同住宅に供する部分	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分

」に

改める。

別表第2中

「

イ	特定用途に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物			特定用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超える建築物	
ウ	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。）に供する部分	特定用途に供する部分

」を

「

イ	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物			特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超える建築物	
ウ	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

駐車場法施行令の一部改正に伴い、旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市行政手続条例の一部を改正する条例

旭川市行政手続条例（平成11年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号、第4条、第13条及び第14条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を公告式条例（昭和25年旭川市条例第9号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を公告式条例（昭和25年旭川市条例第9号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」を「第15条第3項及び第4項」に、「同条第3項」

を「同条第3項及び第4項」に、「名あて人」を「名宛人」に、「と、」を「と、同項中」に、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」を「とき」に、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「及び第16条」を「及び第4項並びに第16条」に、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第1項第5号、第4条、第13条、第14条及び第15条第1項の改正規定、同条第3項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分に限る。）、第22条第3項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分に限る。）並びに第28条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。

(説 明)

聴聞の通知の方式等に係る規定を整備する等のために、旭川市行政手続条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

旭川市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項、第3項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6か月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第8条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が認めるもの
（配偶者同行休業の承認の申請）

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条及び前条第2項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請及び承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年旭川市条例第7号）第14条に規定する特別休暇であって規則で定めるものを取得することとなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する

る法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事由に該当すること。

（届出）

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期为定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期为定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期为更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期为定めて採用された職員の任期为更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。以下この項にお

いて同じ。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には、他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第12条 旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例(昭和34年旭川市条例第29号)

第6条の9第1項及び第7条第8項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の9第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例第7条第8項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(旭川市職員定数条例の一部改正)

- 2 旭川市職員定数条例(昭和28年旭川市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第4条中「及び自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に改める。

(旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 旭川市職員の育児休業等に関する条例(平成4年旭川市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第8条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「地方公務員法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

（旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

4 旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和39年旭川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第18条の2 法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第21条第1項中「に規定する臨時的任用職員、」を「及び第26条の6並びに育児休業法第6条に規定する臨時的任用職員並びに」に、「及び育児休業法第6条に規定する臨時的任用職員に」を「に」に改める。

（説 明）

職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

旭川市職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる」を「50,000円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が別に定める」に改め、同号アからスまでを削る。

第16条の8第1項中「に規定する臨時的任用職員、」を「及び第26条の6並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条に規定する臨時的任用職員並びに」に、「及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条に規定する臨時的任用職員に」を「に」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（説 明）

通勤手当に係る規定を整備する等のために、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

旭川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年旭川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に、「に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「から第5号」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた旭川市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべ

き事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（説 明）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例

旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例（平成18年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

別表中「1,000円」を「1,500円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「920円」を「1,380円」に、「1,840円」を「2,760円」に、「840円」を「1,260円」に、「1,680円」を「2,520円」に、「760円」を「1,140円」に、「1,520円」を「2,280円」に、「680円」を「1,020円」に、「1,360円」を「2,040円」に、「600円」を「900円」に、「1,200円」を「1,800円」に、「520円」を「780円」に、「1,040円」を「1,560円」に、「440円」を「660円」に、「880円」を「1,320円」に、「360円」を「540円」に、「720円」を「1,080円」に、「280円」を「420円」に、「560円」を「840円」に、「200円」を「300円」に、「400円」を「600円」に、「120円」を「180円」に、「240円」を「360円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の規定は、令和8年6月1日以後を有効期間の初日とする高齢者バス料金助成乗車証について適用し、同日前を有効期間の初日とする高齢者バス料金助成乗車証については、なお従前の例による。

(説明)

負担額を改定する等のために、旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削る。

第8条の3を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第8条の3 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第8条の4第1号イ中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に、「の納付に要する費用に」を「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下

「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に」に改め、同号カ及び同条第2号イ中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める。

第12条第1項第1号中「国民健康保険法施行令」を「政令」に、「(昭和33年厚生省令第53号)」を「(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)」に改める。

第12条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第12条の6の2第1号中「同じ。)」を「同じ。)の額」に改める。

第12条の6の5第1項第1号中「国民健康保険法施行令」を「政令」に、「国民健康保険法施行規則」を「省令」に改め、同項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第12条の7第1号中「同じ。)」を「同じ。)の額」に改める。

第12条の9中「第12条の10」を「次条」に改める。

第12条の10第1項第1号中「国民健康保険法施行令」を「政令」に、「国民健康保険法施行規則」を「省令」に改める。

第12条の11の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第12条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第17条、第17条の4、第17条の5又は第17条の7の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第17条の7に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係る

ものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第12条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第12条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第12条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 法第82条の3第1項の規定により北海道が算定する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

(4) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、当該区分に定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。
(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第12条の16 第12条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第15条第1項中「国民健康保険法施行令」を「政令」に、「若しくは第12条の6の3」を「、第12条の6の3若しくは第12条の13」に、「に定める額、第17条の4第1項(同条第3項)」を「若しくは第5項各号に定める額、第17条の4第1項(同条第3項又は第4項)」に、「に定める第12条の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の4第2項第1号」を「若しくは第2項第1号」に、「額又は」を「額、」に、「を同条第3項又は第4項」を「を同条第3項から第5項まで」に、「の算定」を「又は第17条の7に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第12条の8」を「、第12条の8若しくは第12条の13」に、「に定める額、」を「若しくは第5項各号に定める額、」に、「に定める第12条の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額又は第17条の4第2項第1号若しくは」を「若しくは第2項第1号に定める額、」に、「の算定」を「又は第17条の7に定める額の算定」に改める。

第17条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「(以下この項)」を「(以下この項及び第5項)」に改め、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第12条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て

て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該

年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 前項各号のアからウまでに規定する額を決定する場合において10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第17条の2中「及び前条第1項」を「、第12条の6の4、第12条の9、第12条の14並びに前条第1項（同条第3項及び第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第5項」に改める。

第17条の4に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第12条の15」と、同項第1号中「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第5項各号」と、「同条第2項」とあるのは「同条第6項」と読み替えるものとする。

第17条の5第1項中「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号」を「政令第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「国民健康保険法施行規則第32条の10の2」を「省令第32条の10の3」に改め、同条第2項から第4項まで中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。

この場合において、第1項及び第2項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」と、「第9条」とあるのは「第12条の13」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第5項各号」と、「同条第2項」とあるのは「同条第6項」と読み替えるものとする。

第17条の6の次に次の1条を加える。

（18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額）

第17条の7 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第17条第5項、第17条の4第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第2項又は第17条の5第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第2項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下この条において同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

第21条の3第2項中「又は介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額又は子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

附則第8項から第14項までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第12条の9の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例（第12条の9の改正規定を除く。）による改正後の旭川市国民健康保険条例の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

国民健康保険法等の一部改正等に伴い、旭川市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例

旭川市介護保険条例（平成12年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3条から第6条までを削り、附則第6条の2を附則第3条とし、同条の次に次の3条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第4条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）をいう」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律

第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。)をいう」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。)をいう」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の

規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第5条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下

このウ及び次号ウにおいて「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、旭川市税条例(昭和43年旭川市条例第20号)第14条第2項に規定する金額から令和7年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、旭川市税条例第14条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、旭川市税条例第14条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度の保険料の減額の特例)

第6条 市長は、令和8年度における保険料の額の算定に当たり、市長が必要と認めた者については、職権により保険料を減額することができる。

附則第8条から第10条までを削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等に係る規定を整備する等のために、旭川市介護保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市手数料条例の一部を改正する条例

旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

（説 明）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立旭川病院使用料及び手数料条例（昭和27年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「15円」を「20円」に改める。

別表中「

7,000円
7,700円
6,000円
6,600円
3,000円
3,300円
2,000円
2,200円
3,000円
3,300円

」を

7,300円
8,000円
6,400円
7,000円
3,600円
4,000円
2,400円
2,600円
3,600円
4,000円

」に、

「

500円

」を「

600円

」に、

「

960円
1,620円

」を「

1,100円
2,000円

」に、

診断書（英文等表記のもの） 死亡診断書 公的医療給付等に係る診断書又は意見書	3,240円
公的医療給付等に係る診断書（福祉手当等）	3,800円
障害認定等に係る診断書 公的な医療照会に対する回答書 生命保険又は損害保険の給付決定のための医療照会に対する回答書（簡易なもの） 特殊な表記が必要な診断書 その他症状の詳細にわたって記載が必要な特に複雑なもの	4,400円
公的年金に係る診断書 死体検案書	4,800円
	5,500円

」を

死亡診断書	3,300円
-------	--------

公的医療給付等に係る診断書（臨床調査個人票並びに精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）に係る診断書以外のもの）又は意見書	3, 8 0 0 円
臨床調査個人票	3, 8 5 0 円
診断書（英文等表記のもの） 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）に係る診断書	4, 5 0 0 円
障害認定等に係る診断書 公的年金に係る診断書 死体検案書 公的な医療照会に対する回答書 生命保険又は損害保険の給付決定のための医療照会に対する回答書（簡易なもの） 特殊な表記が必要な診断書 その他症状の詳細にわたって記載が必要な特に複雑なもの	5, 5 0 0 円
	6, 4 0 0 円

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例（別表の改正規定中文書料に係る部分に限る。）による改正後の市立旭川病院使

用料及び手数料条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日
前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

特別入院室料等の額を改定する等のために、市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改
正しようとするものである。

旭川市子ども総合相談センター条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市子ども総合相談センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市子ども総合相談センター条例の一部を改正する条例

旭川市子ども総合相談センター条例（平成27年旭川市条例第70号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

旭川市こども家庭センター条例

第1条中「子ども及び子育てに関する相談機能の充実を図る」を「全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対し、児童福祉及び母子保健に関する相談支援を一体的に行う」に、「旭川市子ども総合相談センター」を「旭川市こども家庭センター」に改める。

第3条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「事業」を「業務及び事業」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第2項各号に掲げる業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項各号に掲げる事業

第3条第3号及び第4号を削り、同条第5号中「事業」を「もの」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

旭川市子ども総合相談センターの名称等を変更するために、旭川市子ども総合相談センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市保育所条例の一部を改正する条例

旭川市保育所条例（昭和24年旭川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

第7条 保育所で行う特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）の利用については、使用料を徴収する。

2 前項の使用料の額は、1月につき、法第30条の20第3項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該1時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額）に当該月に法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子ども又は法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の21第1項に規定する申請中期間に特定乳児等通園支援を利用することがやむを得ないと認められる事由として内閣府令で定めるものがある者に限る。）について特定乳児等通園支援を利用した時間（当該時間が10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間を超えるときは、当該内閣府令で定める時間）を乗じた額とする。

第8条 前条第1項の使用料のほか、旭川市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例（令和7年旭川市条例第86号）第13条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額（同条第1項に規定する特定乳児等通園支援費用基準額をい

う。)との差額に相当する金額の範囲内で設定する額(以下「利用料」という。)を徴収する。

- 2 利用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定乳児等通園支援を利用した日における当該利用時間(以下「利用時間」という。)が1時間以内のとき 300円を限度として規則で定める額
 - (2) 利用時間が1時間を超えるととき 前号に定める額に利用時間が1時間を超えた後30分までごとにつき150円を限度として規則で定める額を加算して得た額
- 3 利用料は、後納することができる。
- 4 既納の利用料は、還付しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

特定乳児等通園支援の利用に係る使用料を定める等のために、旭川市保育所条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例

旭川市学校給食共同調理所条例（昭和43年旭川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

旭川市立緑新小学校共同調理所	旭川市神楽岡4条5丁目
----------------	-------------

」を

「

旭川市立緑新小学校共同調理所	旭川市神楽岡4条5丁目
旭川市立愛宕東小学校共同調理所	旭川市豊岡7条9丁目

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（説 明）

旭川市立愛宕東小学校共同調理所を設置するために、旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正しようとするものである。

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1 業 務 名 | 大雪クリスタルホール照明装置更新業務 |
| 2 契 約 金 額 | 199,100,000円 |
| 3 契約の相手方 | 旭川市東光3条3丁目1番10号
東邦電設株式会社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

旭川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

次のとおり旭川市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

1 指定する郵便局の名称

東旭川郵便局、旭川五条郵便局、旭川緑が丘郵便局、旭川九条郵便局、旭川神楽郵便局、旭川忠和郵便局、イオンモール旭川西内郵便局、旭川北郵便局、永山南郵便局、旭川春光台郵便局、旭川東郵便局、旭川中央郵便局及び永山郵便局

2 指定する郵便局において取り扱う事務

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条第6号及び第7号に掲げる事務

3 指定する郵便局において事務を取り扱う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和8年4月1日 |
| 3 契約金額 | 12,000,000円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所 上川郡東神楽町南1条西3丁目
氏名 堤 直 美
資格 公認会計士 |

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整 理 番 号				路 線 名	起 終 点 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
8 E	1	6 3	1 4	東光17条4丁目5号線	東光17条4丁目374番地の2地先 東光17条4丁目444番地の5地先
8 E	3	4	4 0	春志内4号線	神居町春志内534番地の1地先一般 国道12号線中心 神居町春志内527番地先
8 E	3	4	6 0	春志内6号線	神居町春志内535番地の1地先一般 国道12号線中心 神居町春志内534番地先
8 E	6	8 7	1 3	瑞穂6号線	東旭川町瑞穂756番地先 東旭川町瑞穂762番地の1地先

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整 理 番 号				路 線 名	起 終 点 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
8 E	1	9	1 5	東 7 条 8 丁 目 3 号 線	東 7 条 8 丁 目 4 7 2 番 地 の 1 2 7 地 先 東 7 条 8 丁 目 4 7 2 番 地 の 1 2 4 地 先
8 E	1	3 7	2 4	9 条 通 2 0 丁 目 1 号 線	9 条 通 2 0 丁 目 1 9 5 9 番 地 の 2 5 地 先 9 条 通 2 0 丁 目 1 9 5 9 番 地 の 6 9 地 先
8 E	1	3 7	2 5	9 条 通 2 0 丁 目 2 号 線	9 条 通 2 0 丁 目 1 9 5 9 番 地 の 5 5 地 先 9 条 通 2 0 丁 目 1 9 5 9 番 地 の 5 7 地 先
8 E	1	4 3	2 5	永 山 東 光 3 号 線	豊 岡 1 4 条 3 丁 目 4 番 地 の 6 地 先 牛 朱 別 川 左 岸 河 川 敷 地 境 新 星 町 4 丁 目 8 8 7 番 地 の 5 地 先 道 道 愛 別 当 麻 旭 川 線 中 心
8 E	1	6 3	1 4	東 光 1 7 条 4 丁 目 5 号 線	東 光 1 7 条 4 丁 目 3 7 4 番 地 の 2 地 先 東 光 1 7 条 4 丁 目 3 7 3 番 地 の 1 地 先

8 E	1	6 3	2 4	東光 1 7 条 4 丁目 6 号線	東光 1 7 条 4 丁目 4 4 4 番地の 5 地先 東光 1 7 条 4 丁目 3 7 3 番地の 1 地先
8 E	2	158	5 8	春光 5 条 7 丁目 7 号線	春光 5 条 7 丁目 2 1 5 番地の 1 6 6 地先 春光 5 条 7 丁目 2 1 5 番地の 1 7 0 地先
8 E	2	172	1 5	旭町 2 条 1 丁目 1 号線	旭町 2 条 1 丁目 3 1 番地の 1 5 3 地先 旭町 2 条 1 丁目 3 1 番地の 1 5 9 地先
8 E	2	177	3 6	川端町 3 条 6 丁目 4 号線	川端町 3 条 6 丁目 2 3 0 0 番地の 9 地先 川端町 3 条 6 丁目 2 3 0 0 番地の 2 地先
8 E	2	177	3 7	川端町 3 条 5 丁目 1 号線	川端町 3 条 5 丁目 2 3 0 0 番地の 1 4 地先 川端町 3 条 5 丁目 2 2 9 9 番地の 1 6 2 地先
8 E	3	4	4 0	春志内 4 号線	神居町春志内 5 1 7 番地の 1 地先一般 国道 1 2 号線中心 神居町春志内 5 2 8 番地の 1 地先
8 E	3	4	6 0	春志内 6 号線	神居町春志内 5 3 5 番地の 1 地先一般 国道 1 2 号線中心 神居町春志内 5 3 4 番地の 1 地先
8 E	4	1 0	2 7	神楽岡 8 条 3 丁目 4 号線	神楽岡 8 条 3 丁目 3 番地の 1 7 7 地先 神楽岡 8 条 3 丁目 3 番地の 2 8 3 8 地先
8 E	4	1 0	2 8	神楽岡 8 条 3 丁目 5 号線	神楽岡 8 条 3 丁目 3 番地の 2 8 4 7 地先 神楽岡 8 条 3 丁目 3 番地の 2 8 2 1 地先

8 E	4	1 0	2 9	神楽岡 8 条 3 丁目 6 号線	神楽岡 8 条 3 丁目 3 番地の 2 8 4 2 地先 神楽岡 8 条 3 丁目 3 番地の 2 8 5 4 地先
8 E	6	8 7	1 3	瑞穂 6 号線	東旭川町瑞穂 1 6 1 4 番地の 1 5 0 地先 東旭川町瑞穂 7 6 2 番地の 8 地先

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合 (%)
94,920円	令和8年1月30日	令和7年11月5日 旭川市東旭川町下兵村	市 30 相手方 70